

新 む つ 小 川 原 開 発 基 本 計 画

- 世界に貢献する新たな「科学技術創造圏」の形成を目指して -

平成19年 5 月

青 森 県

目 次

1	開発の意義	2
2	開発の基本方向	4
(1)	開発の方向	4
(2)	開発の方針	5
3	開発の展開	7
(1)	開発の視点	7
(2)	研究開発機能の展開	8
(3)	産業の立地展開	10
(4)	土地利用想定	11
4	住環境整備	14
5	基盤整備	15
(1)	港湾	15
(2)	道路	15
(3)	鉄道、空港	16
(4)	情報通信	16
(5)	水供給	16
(6)	治水等	16

6	環境保全	17
7	地域振興	18
(1)	人材・資源等の供給	18
(2)	生活機能の向上	18
(3)	地域産業の振興、新産業の創出	19
(4)	開発と地域との交流環境の整備	19
(5)	新たな地域社会の形成	20

[参考] むつ小川原開発のあゆみ

むつ小川原地域



	東北新幹線 (平成14年12月八戸駅開業)
	東北新幹線(予定ルート)
	JR
	私鉄
	東北縦貫自動車道等
	下北半島縦貫道路等
	みちのく 第二みちのく 有料道路
	一般国道
	主要地方道
	むつ小川原地域
	むつ小川原開発地区

むつ小川原地域12市町村主要指標

市町村名	1) 面積 (km ²)	2) 世帯数 (世帯)	3) 人口 (人)
(調査時点)	H17.10.1	H17.10.1	H17.10.1
十和田市	688.60	25,358	68,359
三沢市	119.97	15,946	42,425
むつ市	863.78	24,476	64,052
平内町	216.96	4,295	13,483
野辺地町	81.60	5,880	15,218
七戸町	337.23	5,823	18,471
おいらせ町	71.88	8,009	24,172
六戸町	84.06	3,231	10,430
横浜町	126.55	1,872	5,097
東北町	326.71	6,020	20,016
六ヶ所村	253.01	4,729	11,401
東通村	294.39	2,623	8,042
合計	3,464.74	108,262	301,166

出典
 1) 面積 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
 2) 世帯数 3) 人口 平成17年国勢調査
 ※調査日後に合併した市町村の指標については、合併前の市町村の指標を合算したものである

1 開発の意義

むつ湾及び小川原湖周辺のむつ小川原地域において、巨大臨海コンビナー
トの形成を軸とした大規模工業基地の建設を推進する構想が、昭和44年5
月に策定された新全国総合開発計画に位置付けられた。

当時、我が国では、全国総合開発計画で構想された新産業都市及び工業整
備特別地域といった拠点開発により、人口、産業の効率的分散は一定の成果
を上げつつあったものの、過密・過疎現象はさらに深刻化し、これを根本的
に解決することが喫緊の国家的課題であった。

また、産業界では、激化する国際競争に対処すべく、新たな生産機能の展
開を迫られていたが、大都市圏の既成工業地域への立地は困難を極めており、
その受け皿の創出が急務とされていた。

こうした状況を打破し、国土利用の抜本的再編成を図るべく、遠隔地大規
模工業基地建設の推進が新全国総合開発計画で提唱された。

むつ小川原開発は、その一つとして位置付けられ、以後累次の計画にも、
引き続き位置付けられることとなる。

むつ小川原開発は、まさに時代の要請への対応を基本としつつ、農林水産
業を主体とする地域の産業構造を、石油精製、石油化学などの基幹型工業の
導入を契機に高度化し、地域の住民、ひいては広く青森県民全体の生活の安
定と向上に寄与することを目標として計画され、国、青森県、産業界などが
一体となって取り組んできた国家プロジェクトである。

これまで、むつ小川原開発基本計画については、関係省庁などの協力を得
ながら、青森県が策定し、最終的には、むつ小川原総合開発会議（関係省庁
会議）での計画の推進についての申合せと、その申合せに基づく閣議口頭了
解がなされ、事業全体の総合調整が図られてきている。

こうした中で、むつ小川原地域は、我が国のエネルギー政策にとって重要な施設である国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設の立地に加えて、研究施設の立地をはじめとした多角的な土地利用も進みつつあり、我が国に残された数少ない、貴重な大規模利用適地として、我が国はもとより、青森県、さらには、産業界のため、今後とも活かしていかなければならない重要な地域となっている。

一方、むつ小川原開発は、計画が実施に移された直後を襲った二度のオイルショックをはじめとして、経済社会情勢の大きな変化に強く影響を受けた。

我が国の石油精製、石油化学工業を巡る環境変化や、産業経済活動のグローバル化、国際競争の激化などにより、我が国の工業は、国内から海外へと生産拠点を移し、また、世界的にみても、緊密な国際分業体制が構築されつつある。

こうした状況を踏まえると、むつ小川原開発の新たな展開を図るためには、従来の大規模工業基地の建設に替わる新たな開発の方向を設定し、豊かな自然環境を残しつつ、開発可能性の高い広大な空間を活用していくことが重要である。

この計画は、地域の一体性を確保しつつ開発を効果的に展開する観点から、これまでのむつ小川原地域を基本とした12市町村を対象とし、開発に当たって進むべき方向を明らかにするとともに、関係機関の緊密な連携、協力体制の下に取り組むべき、2020年代までの基本的指針を取りまとめたものである。

2 開発の基本方向

(1) 開発の方向

今世紀半ばには、世界の人口が90億人に迫ることが予想される中で、温暖化をはじめとした、人間活動に起因する地球規模での環境悪化は一層進行することが懸念され、また、食料、資源・エネルギーの供給が全世界的に不足する可能性もあるとされている。

こうした国際的な諸課題に対応するためには、科学技術が果たす役割への期待がますます高まっていくとの認識の下に、国では、平成7年11月に科学技術基本法を制定し、科学技術の振興を最重要政策課題の一つとして位置付け、科学技術創造立国を目指した施策の展開を図っている。

とりわけ、高度情報通信社会の急速な進展に対応したIT（情報技術）等の情報通信分野や、健康で活力に満ちた安心できる生活を実現するために重要なライフサイエンス分野、さらに地球温暖化対策等近年重要性が高まっている環境分野などの重点分野については、積極的、戦略的に投資を行い、研究開発を推進することとしている。

むつ小川原地域において、こうした科学技術を活かした成長産業の立地が進展すれば、中国や韓国、台湾といった東アジア諸国の急迫を受ける中で、我が国が抱える産業の空洞化への対応に資するとともに、特に労働集約型で付加価値が低いという青森県製造業の弱点克服の打開策ともなり得る。

幸い、30年以上にわたるむつ小川原開発の展開により、むつ小川原地域は、港湾、道路などの基盤整備が進められ、国策により国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設、財団法人環境科学技術研究所が立地したことに加え、クリスタルバレイ構想の一環として、液晶関連企業が立地するな

ど、環境・エネルギー問題といった国際的課題に対応し得る研究開発や新しい時代を切り開く産業集積の拠点形成の素地ができています。

また、今後の研究開発機能の展開や成長産業等の立地展開には、研究者・技術者等の活動をサポートする「人」・「家族」を重視した環境づくりが不可欠であり、魅力ある生活環境を整備することが、研究開発機能の展開や成長産業等の立地展開を左右するポイントの一つとなる。

そこで、むつ小川原開発においては、日本が目指す科学技術創造立国の実現に向け、我が国及び国際社会への貢献や青森県の雇用拡大など地域振興に資する観点から、環境、エネルギー及び科学技術の分野における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開を図るとともに、森と湖に囲まれた、アメニティあふれる新たな生活環境を整備し、多様な機能を併せ持つ、世界に貢献する新たな「科学技術創造圏」の形成を進める。

(2) 開発の方針

開発に当たっては、以上の方向の下、次の方針に沿って進める。

六ヶ所村尾駸沼及び鷹架沼周辺から三沢市北部に至る臨海部の約5,180ヘクタールを「むつ小川原開発地区」とし、ここにおいて開発を展開することを基本とする。

開発の展開に当たっては、国の科学技術政策や産業動向などを見据えつつ、むつ小川原地域の特性を活かし、環境、エネルギー及び科学技術の分野において、国レベルで取り組むべき研究開発機能等の展開と液晶関連産業の集積など成長産業等の立地展開を図る。

研究者・技術者等とその家族のための住環境の整備に当たっては、ライフスタイルや職住近接など居住条件のニーズに配慮しつつ、開発の展開に伴う定住人口の動向を踏まえ、アメニティあふれる生活環境の整備を進める。

研究開発の交流・連携や産業活動の促進、住民の広域的な都市的サービスの享受を支援するため、既存の施設を活用しつつ、今後の開発の展開に応じ、交通、情報通信など各種の基盤整備を図る。

開発の展開に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえ、緑や湖沼などの多様で豊かな自然環境を保全するとともに、開発に伴う環境負荷を極力少なくすることなどを通じて、自然と共生した良好な生活環境等の保全を図り、環境に十分配慮した開発を行うこととする。

なお、環境影響評価書において、具体的な配慮内容として取りまとめた環境配慮指針等に基づき、環境の保全に万全を期すこととする。

開発に当たっては、むつ小川原開発地区における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開はもとより、人材・資源等の供給、生活機能の向上など開発を促進する機能の発揮や、地域産業の振興、新産業の創出など開発がもたらす効果の波及を通じて、むつ小川原地域の振興を図る。

3 開発の展開

(1) 開発の視点

21世紀に入った今、科学技術は一層の広がりや深まりをみせ、その進歩は、人類の生活と福祉、経済社会の発展に一層貢献し、世界の持続的な発展のけん引車となることが期待されている。

我が国が、知の創造と活用により世界に貢献できる国、国際競争力があり持続的発展ができる国、安全・安心で質の高い生活のできる国として存立していくためには、科学技術が新たな知を生み出し、国民の生活や経済活動を持続的に発展させ、また、国際的な貢献を果たすべきものであるという視点に立った、積極的な科学技術振興が不可欠である。

むつ小川原地域においては、我が国で、今後、国家的・社会的課題に対応し重点的に取り組むこととしている環境分野と、国の存立にとって基盤的なエネルギー分野を中心に、情報通信・ライフサイエンス等の分野をも視野に入れ、これまでの関連施設の集積や基盤整備の進展を活かしながら、研究開発機能の展開を図り、我が国が目指す科学技術創造立国の実現の一翼を担う。

また、一層のグローバル化が進行するとともに、我が国を含む先進諸国間の大競争時代が到来する中、新産業の創出につながる産業技術を強化し、強い国際競争力を回復することが必要である。

我が国が培ってきた高い技術力や知識力を活かし、経営資源と技術資源の選択と集中を行うことによって産業競争力を強化し、さらに規制改革を通じた民業拡大が新たな市場を創出して消費者の潜在需要を実現することが、我が国の経済の活性化にとって重要である。

むつ小川原地域においては、これら国内外の産業動向を踏まえ、新しい時代を切り開く、多角的な産業集積の拠点形成を進めつつ、環境・エネルギー分野における規制緩和等の先行導入を通じて実証試験や技術開発、制

度設計を推進しながら、成長産業等の立地展開を図り、我が国の構造改革の先進モデルとして今後の改革推進の原動力ともなる。

(2) 研究開発機能の展開

地球温暖化対策の一環としての、二酸化炭素の削減に資する技術開発への対応については、先進国日本としても国家的な取組が求められており、また、化石燃料の枯渇やウラン資源の有限性への対応として、次世代エネルギーの研究開発で世界をリードし、国際貢献していくことは、科学技術創造立国を目指す日本にとって大きな意義がある。

こうした環境、エネルギー及び科学技術の分野における研究開発の拠点を、我が国のエネルギー政策上の要衝であるむつ小川原開発地区に整備していくことの意義もまた大きい。

現在、核融合による恒久的エネルギー源としての「人工太陽」の実現を目指し、国際熱核融合実験炉（ITER）計画が、日本、EU、ロシア、アメリカ、中国、韓国及びインドの七極による国際協力プロジェクトとして進められている。

我が国がITER計画の効果的な推進に大きな役割を果たし、核融合研究開発で世界に貢献する主要な役割を担っていくため、むつ小川原開発地区に、次世代核融合炉の実現に向けた核融合研究開発を行う国際研究拠点の整備を進める。

また、持続可能な発展に向け、既存のエネルギー利用との協調を図りつつ、クリーンなエネルギーの利用等による経済社会の実現が求められているが、むつ小川原地域は、農林水産業等に由来する豊富なバイオマス資源や、近隣に天然ガス田、メタンハイドレートの開発等による天然ガス供給の可能性も高まっていることに加え、これらを活用した水素利用の大きなポテンシャルを有している。

このようなことを踏まえ、水素を軸とし、資源、事業、国・地域の枠を

超えた、ボーダレスな次世代向けのエネルギーシステムの創出を目指し、むつ小川原スタンダードの発信も視野に入れ、むつ小川原開発地区にバイオマス、天然ガス、水素等のクリーンなエネルギーの利用等に係る研究開発や実証試験等の集積を進める。

一方、財団法人環境科学技術研究所は、平成2年12月の設立以来、放射線や放射性物質が生物や地球環境に及ぼすメカニズムの解明とその対応策など、世界的にも独創的な研究を進めており、今後、生物に対する放射線の影響を遺伝子レベルで解明するための先端分子生物科学研究センターの整備など、同研究所における機能の拡充を促進する。

また、新しい科学技術として、高輝度光源を持つ放射光施設は、広く国民生活の向上に寄与しているが、現在、つくば市にある高エネルギー加速器研究機構の放射光研究施設（PF）を北限としており、広範なユーザーが利用可能な放射光施設をむつ小川原開発地区に設置する意義は大きい。

本地区の放射光施設が、東北、北海道で最初の施設になることを考慮し、産学官の連携の下、放射光を用いた生命科学（医学、獣医学、農・生物学）、理工学などに係る基礎及び応用研究や人材育成の機能を有する施設としての整備を進める。

なお、これらの施設については、具体の研究開発が相互に関連することも多いと考えられることに加え、高齢社会に対応した医薬品等の開発など、地域住民に直結する研究開発や、発展途上国への農業技術支援に資する研究など、国際貢献に資する研究開発が想定されることから、相互の連携を強化しつつ、広範な視点から効果的な展開を図る。

このような環境、エネルギー及び科学技術の分野における研究開発機能の展開に当たっては、関連する研究施設等の立地や、大学、公設試験研究機関など地域の研究機関との交流を促進するとともに、科学技術に関する国際的な研究開発を進める上で欠かせない人材の育成や産学官連携の拠点として、大学院大学等の中核的な研究・人材育成機能の整備を目指す。

(3) 産業の立地展開

I T革命の進展による液晶応用製品の需要拡大に支えられ、大きな世界市場が形成されつつある液晶産業の将来性に着目し、フラットパネルディスプレイ（FPD）関連の生産工場がむつ小川原開発地区へ進出し始めており、その集積を図るとともに、FPD先端技術に関する設備や人材を有する研究機関の整備と、液晶分野における技術者不足に応え得る実践的な技術習得の機能を有する研修施設の整備を図ることなどにより、国際貢献にも資する新たな産業拠点「クリスタルバレイ」の形成を進める。

一方、循環型経済社会の実現に向け、金属溶融還元・金属精錬などの長年にわたり蓄積された技術を活かしたリサイクル産業の形成が芽生えつつある八戸市との産業連携を図りながら、環境・エネルギー分野における研究開発成果の活用や規制緩和等の先行導入により、先端技術・事業ノウハウ等を蓄積し、新産業や新たなビジネスの創出を促進するほか、これら事業環境の向上を通じて先端産業やものづくり産業の立地展開を図る。

原子燃料サイクル事業については、エネルギー資源に恵まれない我が国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識の下、安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提として協力してきたところであり、今後とも、その国策上の位置付けについて節目節目で確認しながら、県民の安全、そして安心に重点を置いた対応をすべく、安全確保を第一義に慎重かつ総合的に対処していく。

さらに、研究開発機能の展開を契機とした関連企業の誘致はもとより、原子燃料サイクル事業に関連する技術開発を含め、関連産業の立地や、国際貢献をも視野に入れたエネルギーの安定供給に資する備蓄施設の立地など、むつ小川原開発地区のポテンシャルを活かしながら、産業の立地展開を図る。

(4) 土地利用想定

土地利用区分

むつ小川原開発地区約5,180ヘクタールの土地利用区分については、用地条件、自然環境等を勘案し、研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開、さらには新たな生活環境の整備のための用地として約3,290ヘクタール、港湾、道路などに供する公共用地として約210ヘクタール、環境保全などのための緑地として約1,680ヘクタールを見込む。

土地利用エリアの想定

研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開、さらには新たな生活環境の整備のための用地としては、概ね次のように想定するが、具体の土地利用に当たっては、開発の展開を踏まえつつ対応する。

ア 研究開発機能展開エリア

〔弥栄平一部地区、沖付一部地区、鷹架地区、幸畑・新納屋地区〕

鷹架沼の南北に位置する地区は、多様な研究開発ニーズへの対応を考慮し、環境、エネルギー及び科学技術分野における研究開発機能の展開エリアとする。

イ 産業立地展開エリア

〔弥栄平一部地区、大石平地区、平沼地区、天ヶ森地区〕

弥栄平一部地区及び大石平地区には、現在、国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設のほか、風力発電施設、液晶関連企業などが立地しており、これらの集積やこれらとの連携のメリットを考慮し、成長産業等の立地展開エリアとする。

また、平沼地区及び天ヶ森地区については、一団の土地確保の容易性

などを勘案し、長期的視点に立って大規模な土地利用を必要とする産業の立地展開エリアとする。

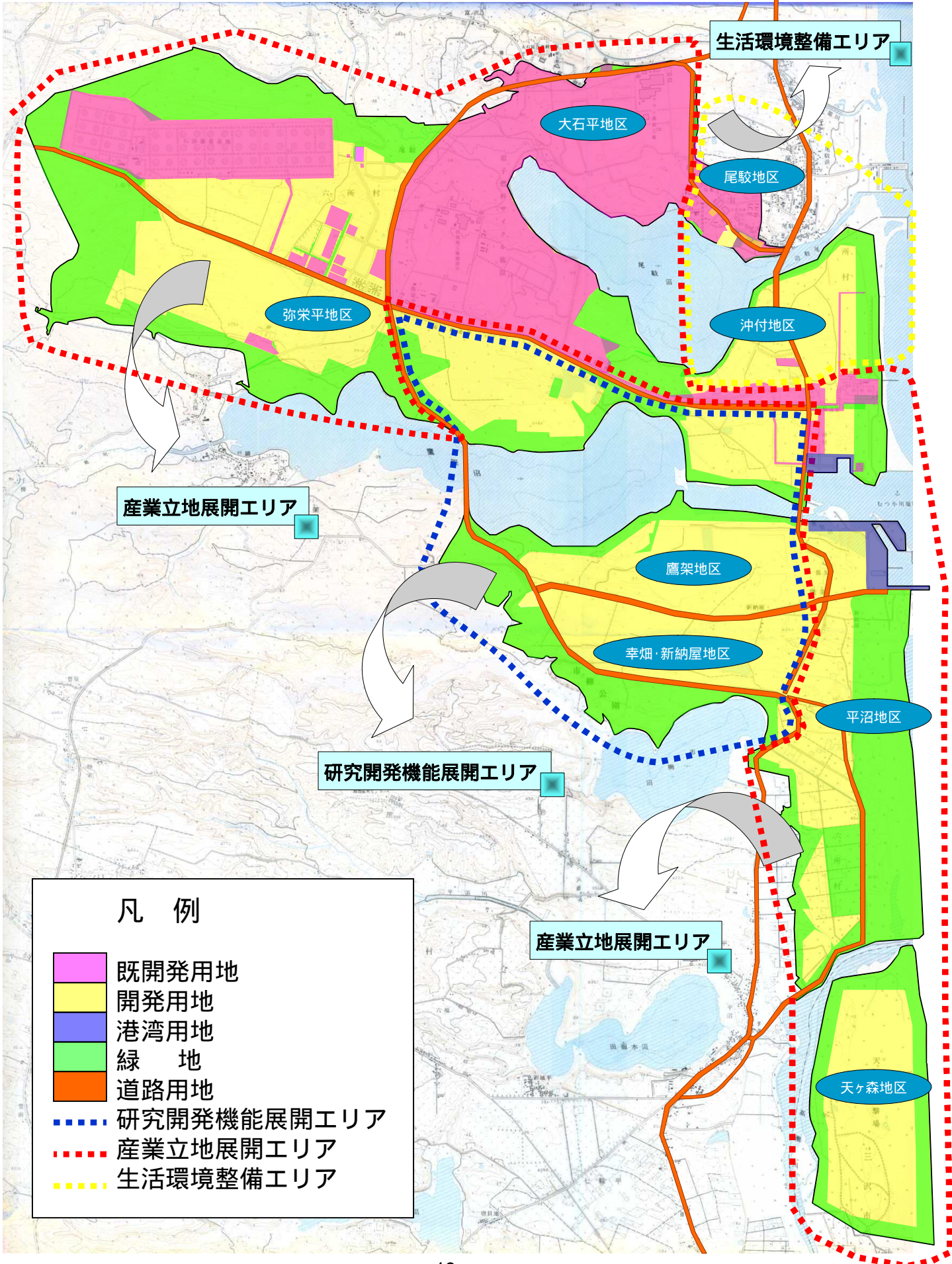
なお、天ヶ森地区に所在する防衛施設（三沢対地射爆撃場）については、その重要性にかんがみ、防衛施設の機能を阻害することのないよう措置するものとする。

ウ 生活環境整備エリア

〔尾駁地区、沖付一部地区〕

尾駁地区（尾駁レイクタウン）には、現在、立地企業の社宅、商業施設、文化施設などが立地し、市街地が形成されており、同地区と沖付一部地区との機能連携や一体性を考慮し、生活環境の整備エリアとする。

土地利用想定



4 住環境整備

研究開発機能の展開や成長産業等の立地展開には、研究者・技術者等の活動をサポートする「人」・「家族」を重視した環境づくりが不可欠であり、魅力ある生活環境を整備することが、研究開発機能の展開や成長産業等の立地展開を左右するポイントの一つとなる。

このため、住環境の整備に当たっては、研究者・技術者等とその家族のライフスタイルや職住近接など居住条件のニーズに配慮しつつ、地域住民との交流の推進をも視野に入れ、開発の展開に伴う定住人口の動向を踏まえ、沖付地区において、外国からの研究者・技術者等が利用する際の利便性をも考慮した居住空間を整備するほか、尾駈レイクタウンの隣接地域及び周辺市町村においても居住区の整備に努めるなど、アメニティあふれる生活環境の整備を進める。

新たな居住区においては、上・下水道、公園、住区内道路などの基礎的な生活基盤の整備を進めるほか、最適なエネルギーシステムを取り入れた、庭付き一戸建てなど、生活形態に応じたゆとりある居住環境の整備を図るなど、研究者・技術者等とその家族のための快適な居住空間を構築する。

なお、千歳平北地区については、来訪者を対象とした歓迎機能や生活・福祉等の分野で魅力とゆとりを創造する機能など、むつ小川原開発地区における開発の進展と時代の要請に応え得る機能の導入展開を図る。

5 基盤整備

(1) 港湾

むつ小川原港は、開発における物流の中核を担う港湾として、昭和52年9月に重要港湾の指定を受け、これまで、外港区の大型タンカー受入施設30万トン級一点係留ブイバースや、鷹架沼内港区において、5千トン級岸壁2バース、2千トン級岸壁1バースなどが整備されてきており、国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設の立地など、開発の進展に寄与してきた。

今後とも、多様な研究開発や産業活動を支援するため、既存の施設を活用しつつ、新たな産業などの立地展開に応じ、適切に対応する。

(2) 道路

これまで、東西幹線や南北幹線といった幹線道路の整備がむつ小川原開発地区内で進められるとともに、東北縦貫自動車道八戸線をはじめとして、百石道路、第二みちのく有料道路などの整備に加え、下北半島縦貫道路の整備など、高規格幹線道路や地域高規格道路等規格の高い道路の整備も着実に進んできている。

今後、研究開発や産業活動の展開、定住人口の動向を見極め、防災機能の側面にも配慮しつつ、むつ小川原開発地区内の道路の整備を進める。

また、研究開発の交流や産業活動の促進、住民の広域的な都市的サービスの享受を支援するため、東北縦貫自動車道八戸線や下北半島縦貫道路といった規格の高い道路の整備促進を図るほか、東北新幹線七戸（仮称）駅、三沢空港等を含めた広域的な高速交通体系へのアクセス性を高めるためにも、国道338号、国道394号などの道路機能の強化を進める。

(3) 鉄道、空港

東北新幹線八戸駅が開業するとともに、青森空港については、滑走路の3,000m化、計器着陸装置等の高カテゴリー化が実現するなど、むつ小川原開発地区を取り巻く高速交通体系は着実に充実しつつある。

今後、同地区に定住、来訪する研究者・技術者等のニーズに対応し、国内各地とのアクセス強化と国際交流の推進に資するため、東北新幹線八戸・新青森間の着実な整備を推進するとともに、青森空港及び三沢空港の機能向上などの促進を図る。

(4) 情報通信

研究開発成果や産業情報の国内外に向けた情報発信・交流など、ボーダレスな研究開発や産業活動を支援するため、大容量通信幹線（光ファイバー等）など情報通信インフラの整備を促進する。

(5) 水供給

研究開発機能の展開と産業の立地展開に伴う工業用水需要や、定住人口の増加に伴う上水需要には、将来の需要増大をも考慮しつつ、むつ小川原開発地区周辺における地下水、河川水及び湖沼水の利用等によりの確に対応する。

(6) 治水等

安全で安心して暮らせる地域を確保し、むつ小川原開発地区内における研究開発や産業活動の展開を支えるため、高瀬川水系などにおいて災害の発生を防止する治水施設等の整備を図る。

6 環境保全

開発の展開に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえ、緑や湖沼などの多様で豊かな自然環境を保全するとともに、開発に伴う環境負荷を極力少なくすることなどを通じて、自然と共生した良好な生活環境等の保全を図り、環境に十分配慮した開発を行うこととする。

このため、むつ小川原開発地区内に分布する森林などの植生については、開発用地とのバランスに配慮し、防災空間としての機能も勘案しつつ、貴重な動植物の生息・生育場所や大型動物の移動経路、湿地、斜面緑地など生態系の基盤要素となっているものを緑地として活かすなど、その保全を図る。

また、産業排水や生活排水を適正に処理し、公共用水域及び地下水の水質の保全を図る。尾駁沼、鷹架沼をはじめとした閉鎖性水域である湖沼群においては、水質の汚濁を未然に防止するとともに、鳥類等の生息場所としての機能、さらに水質浄化機能などの環境保全機能を併せ持つ湖岸部の保全を図り、高瀬川水系をはじめとした河川においては、河川環境の保全を図る。また、開発地区及びその周辺においては、地下水涵養機能の維持及び効率的な水利用等により良好な水循環の維持を図るとともに地盤環境の保全を図る。

さらに、研究開発施設及び産業施設における緑地の確保、公園緑地の設置、沿道緑化の推進など、開発地区内の緑化を図る一方、研究開発施設及び産業施設における排ガス対策、排水の浄化・リサイクル利用や、廃棄物の発生抑制・リサイクル利用等を通じて開発地区内のゼロエミッションを進めるなど、良好な生活環境の保全を図るとともに、温室効果ガス排出量の低減を図り、さらに開発地区に残された良好な自然環境、歴史的・文化的環境を、親水・森林レクリエーション空間や歴史・文化に触れる場として活用を図る。

なお、環境影響評価書において具体的な配慮内容として取りまとめた環境配慮指針に基づき、施設の具体化に当たっての環境保全への配慮を徹底させるとともに、適切に環境監視を行う等により、環境の保全に万全を期すこととする。

7 地域振興

開発に当たっては、むつ小川原開発地区における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開はもとより、人材・資源等の供給、生活機能の向上など開発を促進する機能の発揮や、地域産業の振興、新産業の創出など開発がもたらす効果の波及を通じて、むつ小川原地域の振興を図る。

(1) 人材・資源等の供給

研究開発機能の展開や成長産業等の立地展開などに伴う労働力需要の増大が見込まれることから、地域の安定的な雇用の確保を図ることはもとより、教育、職業訓練などによる人材育成を通じて、さらなる雇用拡大の実現を図る。

また、研究者・技術者等とその家族の定住に伴う食料品などの需要増大に対応するため、地域内の農林水産物の生産振興や流通体制の整備などを進めるほか、エネルギー関連をはじめとする各種プロジェクトの円滑な実施に向け、地域の意向を尊重しつつ、バイオマス資源など開発の展開において求められる資源の安定的な確保・供給体制の整備を図る。

さらに、開発の展開により創出される相当規模の建設、輸送、サービス等の需要に対する地域からの資源等の供給を通じて、地域企業の活用を促進する。

(2) 生活機能の向上

開発を進める上で、外国人を含む多様な就業者・来訪者等に配慮した住環境や、医療・福祉、教育・文化、消費等の都市的サービス、自然利用型

レクリエーションなど、生活機能の提供が欠かせないものであり、これらの向上に努める。

(3) 地域産業の振興、新産業の創出

研究開発機能の展開により見込まれる、物理、材料、医学、環境等の幅広い分野での先端技術開発や基礎科学研究、実証研究などの成果を活かし、地域の主産業である農林水産業の生産技術の向上や新たな視点からの地域資源の高付加価値化、地域産業の高度化を図り、さらには新たな産業分野への進出など、新産業の創出を促進する。

また、国際的な研究開発機能の展開による知名度の向上に伴い見込まれる、研究視察、コンベンション開催等の増加、観光客の増大など交流人口の拡大に対応し、受入施設の充実、観光コースへの研究施設の組入れなどにより、開発の展開を地域の観光振興につなげる。

(4) 開発と地域との交流環境の整備

地域産業の振興や新産業の創出は、地域に雇用創出効果をもたらし、新規学卒者等の受入れに寄与するが、それに止まることなく、その担い手となる地域企業等の技術レベルやマーケティング能力を高める地域コーディネーターの人材育成に努め、地域が開発効果を十分に受け止めることができる交流環境の整備に努める。

また、高齢社会に対応した技術開発など、地域住民の基礎的な医療・福祉等に直結する研究開発成果が地域に円滑に波及するよう、研究者等と地域企業等との技術交流を進める。

(5) 新たな地域社会の形成

地域住民の生活ニーズをも踏まえながら、研究開発機能の展開などを活かした地域づくりを目指すほか、国内外の研究者・技術者等との交流をコミュニティ活動などを通じて地域の広がりのある交流につなげ、また、世界水準の研究開発に貢献する地域としての誇りの醸成に努めるなど、開発を契機として新たな地域社会の形成を目指す。

[参考]

むつ小川原開発のあゆみ

S 44. 5.30	新全国総合開発計画決定
45. 4. 1	県庁内に陸奥湾小川原湖開発室設置
46. 3.22	むつ小川原総合開発会議設置
47. 6. 8	むつ小川原開発第1次基本計画及び住民対策大綱策定
9.14	むつ小川原開発について閣議口頭了解
12.25	用地買収交渉開始
50.12.20	むつ小川原開発第2次基本計画策定
52. 8.30	むつ小川原開発について閣議口頭了解
9.13	むつ小川原港重要港湾政令指定
12. 2	むつ小川原港港湾計画運輸大臣承認
53. 3.23	高瀬川水系工事実施基本計画決定
12. 6	小川原湖総合開発事業に関する基本計画建設大臣告示(56.8.12変更告示)
54. 5. 8	六ヶ所都市計画市街化区域及び市街化調整区域、用途地域指定告示
10. 1	国家石油備蓄基地立地決定
55.11.11	国家石油備蓄基地着工(60.9.30完成)
58. 9. 1	むつ小川原港作業船基地船溜一部供用開始(2,000トン級岸壁1バース)
59. 4.20	原子燃料サイクル事業の下北半島太平洋側立地について包括的協力要請
7.27	原子燃料サイクル施設の六ヶ所村立地について協力要請(事業概要発表)
60. 4.17	むつ小川原開発第2次基本計画修正(「付」追加)
4.18	原子燃料サイクル施設立地協力要請受諾
4.20	むつ小川原開発について閣議口頭了解
61. 8. 5	原子燃料サイクル施設用地造成起工式
63.10.14	ウラン濃縮工場着工(H4.3.27操業開始)
H元. 3.20	(財)むつ小川原地域・産業振興財団設立
2.11.30	低レベル放射性廃棄物埋設センター着工(4.12.8操業開始)
12. 3	(財)環境科学技術研究所設立
4. 5. 6	高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター着工(7.4.26操業開始)
5. 4.28	再処理施設着工
7.10.23	県、国際熱核融合実験炉(ITER)誘致決定
12.18	青森県ITER誘致推進会議設立
10. 6.22	今後のむつ小川原開発の進め方について(新計画の骨子案)策定
12. 8. 4	新むつ小川原(株)設立
12.12.25	開発構想部会における「開発の方向性」の中間取りまとめ
14. 5.31	閣議により六ヶ所村がITERの国内候補地に決定
17. 6.28	仏カダラッシュをITER建設地とすることを参加6極閣僚級会合により合意
17.10.12	ITER計画に係る幅広いアプローチの立地要請を受諾